

「主な取組」検証票

施策展開	2-(1)-ア	沖縄の食や風土に支えられた健康づくりの推進		
施策	②生活習慣病等の予防対策の推進			
(施策の小項目)	○介護予防対策			
主な取組	介護予防対策市町村支援事業	実施計画 記載頁	90	
対応する 主な課題	○要介護認定を受けていない元気な高齢者の割合が全国平均より低いことから、介護予防を効果的に進めていく必要がある。			

1 取組の概要(Plan)

取組内容	介護保険法に基づく地域支援事業が市町村において実施されており、その効果的かつ効率的な実施を支援することを目的として、県は広域的な観点から、地域包括支援センター等への介護予防従事者等への充実した研修を実施するとともに、元気高齢者の増加を目指す介護予防事業の展開も支援していく。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29～	実施主体
	580人 介護予防 関連研修 受講者数			→	600人	→	県
	介護予防事業従事者研修の実施						
担当部課	子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課						

2 取組の状況(Do)

(1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成27年度実績				
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源
介護予防対策市町村支援事業	2,232	766	新しい地域支援事業の移行に関する研修会や、主に地域包括支援センター職員などを対象とした研修会等を9回実施した。	各省計上
活動指標名			計画値	実績値
介護予防関連研修受講者数			580人	664人
推進状況	推進状況の判定根拠及び平成27年度取組の効果			
順調	活動指標の介護予防従事者への研修は、平成27年度の計画値580人に対し、実績値664人となり、順調に取り組んだ。 介護保険制度における地域支援事業等に関する業務等について、充実した研修会、勉強会等を開催し、市町村職員や地域包括支援センター職員への人材育成を行うことができた。			

(2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成28年度計画			
事業名	当初予算	活動内容	主な財源
介護予防対策市町村支援事業	2,032	市町村において、総合事業が円滑に行えるよう、同事業を担う地域包括支援センター等職員の人材育成に努め、併せて、国のモデル事業「地域づくりによる介護予防推進支援事業」の推進に取り組む。	各省計上

様式1(主な取組)

(3) これまでの改善案の反映状況

平成27年度の取組改善案	反映状況
<p>①制度改正の周知は概ね行えたことから、今後は、各市町村が確実に総合事業への制度移行へ取り組めるよう、市町村への助言、他府県における好事例等の情報収集及び情報提供、市町村職員、地域包括支援センター職員に対する研修並びにリハビリテーション専門職等の広域派遣の支援を行う。また、研修回数、受講者数の増を図る。</p> <p>②国のモデル事業である「地域づくりによる介護予防推進支援事業」で成果を出し、今後は、他の市町村へ推奨していくなど、介護予防の充実を図る。</p>	<p>①総合事業移行は、平成27年度中に、14分の10保険者(72%)にて実施。また、地域包括支援センター職員等への研修会、勉強会などを9回(参加人数664人)開催し、介護予防に関する制度等に関して市町村への助言、支援等を行った。</p> <p>②「地域づくりによる介護予防推進支援事業」を県下5市町村にて展開し、計10箇所の通いの場(200名強の高齢者の参加)が形成され、住民自らで介護予防に取り組む事業を行った。</p>

(4) 成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
介護認定を受けていない高齢者の割合	81.9% (23年)	81.0% (28年)	81.9%	△0.9ポイント	82.1% (28年)
参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
—	—	—	—	—	—
状況説明	<p>介護認定を受けていない高齢者の割合は、平成28年3月末現在で81.0%と、基準値(平成23年3月末)と比較して0.9ポイント低下している。なお、全国も平成28年3月末現在で82.1%と、平成23年3月末時点と比較して1.0ポイント低下している。</p> <p>高齢になるほど介護認定を受ける割合が高くなることから、後期高齢者(75歳以上)人口の増加と共に、介護認定を受ける割合も増加している。引き続き介護予防事業等の実施に取り組むことで、介護を必要としない高齢者の割合を維持し、平成28年度目標値を達成するよう努める。</p>				

3 取組の検証(Check)

(1) 推進上の留意点(内部要因、外部環境の変化)

<p>○内部要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の複雑さや、度重なる制度改正等に対応するためには、地方自治体職員のスキル向上に加え、住民サービス(介護保険制度等)がしっかりおこなえるよう、基礎自治体(市町村)の職員等の適正配置及び財政確保が求められる。 <p>○外部環境の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県においても少子高齢化が進んでおり、とくに2025年以降、後期高齢者の人口増加が加速して進むことが予想されている。 ・国民は要介護状態を予防することが責務(介護保険法第4条)であるため、介護給付サービスが持続可能なものとしてあるためには、介護保険制度に対する、行政、住民、介護事業所等、関係者間での意識の共有(規範的統合の推進)が重要である。

(2) 改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が、介護保険制度における地域支援事業などを充実させていくために、地域の課題を分析整理しながら施策を実施していく必要があり、県としては、広域的観点で、助言、情報提供、研修等を行っていく必要がある。 ・介護認定を受けていない高齢者の割合を上昇させるため、地域住民全体で、住民自らで介護予防への取組を行う機運醸成を行う必要がある。

4 取組の改善案(Action)

<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が、地域支援事業における総合事業への制度移行を円滑に実施していくために、引き続き市町村への助言、他府県における好事例等の情報収集及び情報提供を行うとともに、併せて市町村職員、地域包括支援センター職員に対する研修やリハビリテーション専門職等の広域派遣などの支援を通して、市町村の介護予防事業の推進に取り組む。 ・国のモデル事業である「地域づくりによる介護予防推進支援モデル事業」を他の市町村へ推進していくなど、介護予防の充実に取り組み、介護認定を受けない、元気高齢者の増加を目指す。
